

第13回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議) 協議概要

日 時：令和元年9月5日(木) 13:30~14:30
場 所：熊本県五木村役場 大会議室
出席者：(国) 九州地方整備局河川調査官、
川辺川ダム砂防事務所長
(熊本県) 企画振興部長、土木部長
(五木村) 村長、村議会議長

<議事>

○五木村の今後の生活再建について

<結果>

「協議する場」において、以下の議事が交わされた。

- ① 第12回「五木村の今後の生活再建を協議する場」以降の取り組みの進捗
- ② 今後の生活再建事業実施に向けた課題と要望
 - ・村より国と県に、今後とも「五木村の今後の生活再建を協議する場」で協議を行い、五木村の生活再建について積極的に取り組むことを要望。
 - ・村より国に、土砂災害への対策について、一層の協力を要望。
 - ・村より国に、村が行う水没予定地の利活用に関する施設の占用、設置についての協力を要望。
 - ・村より国に、水没予定地の管理の充実について要望。
 - ・村より国に、引き続き人的支援を要望。
 - ・村より県に、引き続きの財政支援・人的支援を要望。
 - ・村より県に、国道445号(九折瀬地区)、村道神屋敷線(県で受託分)の早期完成を要望。
 - ・村より県に、主要地方道宮原五木線(八代側)の部分改良を要望。
 - ・村より県に、「くまもと林業大学校」県南校の生徒数の拡充・確保等を要望。
 - ・村より国と県に、右岸付替村道の事業再開を強く要望。
- ③ 川辺川ダムに関連する五木村の生活再建の今後に向けた国・県の取り組み
 - ・国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建について、この「協議する場」等での課題・要望を踏まえ、引き続き財政面・技術面で可能な限りで支援する。
 - ・国は、人的支援について、引き続き検討する。
 - ・国は、土砂災害対策について、砂防堰堤等の整備を着実に進める。
 - ・国は、村が行う水没予定地の利活用に関する施設の占用、設置について、河川法の手続きを円滑に進める。
 - ・国は、水没予定地について、引き続き施設補修等の維持管理を行う。
 - ・県は、財政的・人的に必要な支援を行いつつ、村の振興に引続き取り組む。
 - ・県は、五木村の振興に必要な国道445号(九折瀬地区)、村道神屋敷線(県で受託分)の整備について、早期完成を目指し、全力で事業を進める。国道445号においては、神屋敷トンネルより頭地側については、令和2年度の完成を目指し進める。また、村道神屋敷線については、令和2年度の完成を目指し進める。
 - ・県は、主要地方道宮原五木線の改良については、今後、何らかの対策が必要と考えているが、現在は、国道445号の整備等に全力で取り組んでいることへの理解を村に求める。
 - ・県は、「くまもと林業大学校」について、森林ガイダンスの開催やテレビ・ラジオでの広報等により、生徒の確保に取り組む。
 - ・国と県は、右岸付替村道の事業再開について、両者とも現状では、事業再開は難しい旨を回答。